

第202200230194号  
令和4年12月26日

各任命権者 様

鳥取県人事委員会委員長  
( 公 印 省 略 )

令和4年改正条例附則第2項の「人事委員会が定める者」について

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和4年鳥取県条例第32号。以下「改正条例」という。)附則第2項の「人事委員会が定める者」について、下記のとおり定めたので、これによってください。

(担当) 給与課 山口 電話0857-26-7554

記

- 1 令和4年4月1日から改正条例の施行日の前日までの期間に職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号)の適用職員であった者のうち、人事交流等により当該期間内に引き続き次に掲げる者となったもの。
  - (1) 国家公務員及び他の地方公共団体の職員(人事交流によるものに限る。)
  - (2) 企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年鳥取県条例第39号)第3条又は病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成7年鳥取県条例第3号)第3条の規定に基づく給料表の適用を受ける職員
- 2 地方公務員法(昭和25年法律261号)第22条の2第1項第1号に規定する職員(改正条例第1条による改正後の第16条の17の規定に限り適用する。)
- 3 地方公務員法第22条の2第1項第2号に規定する職員(改正条例第1条による改正後の第16条の19の規定に限り適用する。)